

## 柔道整復療養費検討専門委員会 議事要旨

日時：平成24年10月19日（金）

◎座長、○有識者代表、△保険者代表、◆施術者代表、□事務局

◆施術者代表：柔道整復の制度は昭和11年に出来たものであり、当時とほとんど変わっておらず、制度疲労を起し制度に不備があることが不正の要因であり、制度を整備したうえで議論すべき。

△保険者代表：療養費制度の議論については、療養費という基本論に立ち返って考えて貰いたい。療養費改定率については、平成24年の保険料率が最高の10%。負担の限界。この15年間は名目経済成長率がマイナスの状況にある中、引き下げる方向で検討してもらいたい。

△保険者代表：協会けんぽの改定率引き下げの意見と同意見。

健康保険組合連合会の平成23年度決算について、

- ・組合数は1432組合、
- ・単年度赤字額が約3,500億円（組合全体の約8割が赤字）
- ・高齢者医療制度の支援金にかかる赤字が3,000億円以上。
- ・累積で1.6兆円の赤字

このため、保険料の引き上げを組合全体の4割（571組合）で行い、対前年度比、約3,700億円の収入増となったが、依然、厳しい状況である。

◆施術者代表：平成14年以降の療養費改定はマイナス改定等であり、ここ10年間抑制の状態が続いており、柔道整復師は非常に苦しい状態にある。

柔道整復療養費は平成21年、22年は国民医療費の伸びを下回り、低い率となっているのが現状である。

日本柔道整復師会に加入している会員の柔道整復師のうち、約4分の1が年収500万円以下であり、経営上の支出などを考慮すると250万円の収入で、到底生活できる状況にはないのが現状である。

施術日数については、早期治癒に結びつくように治療することは当然であるが、注射、投薬ができない柔道整復は、毎日毎日の積み重ねが大事であるため、必然と回数が増えていくのが特徴である。

電気料金の値上げ、消費税増税が予定されており、納税できない柔道整復師を作ってはいけない、真面目にやっている柔道整復師のためにも改定については適正なプラス改定をお願いしたい。

また、柔道整復師の増加、研修制度の問題、個人契約者の増加問題もある。中長期的にこの問題についてもお願いしたい。

◆施術者代表：国民医療費を下げるためにも、体づくりやけがの予防にもつながる柔道整復を活用いただきたい。

地域格差は柔道整復に限らず、どのようなケースでもあり得ることであり、論点が違う。頻回の問題も早期治療を行う西洋医療とは比較できない。柔道整復師の増加も論点ではない。初回は初検料、2回目は再検料、3回目は技術料だけでいいのか、制度の見直しが必要。

◆施術者代表：療養費については、できれば現状このまま2年間やっていただき、その後に制度問題を含めて新しい制度を作っていく必要がある。長期的な会議の中で話していきたい。料金のことをいうならばゼロ回答でお願いしたい。

△保険者代表：保険者の財政状況や国民医療費の現状を総合的に踏まえると、改定は引き下げでも良いのではないかと考えている。医療費のことでいうと、診療報酬プラスマイナスゼロは納得いくものではなかった。

◆施術者代表：制度の見直しに当たっては、第一に審査基準の全国統一や柔道整復審査会への調査等の権限を付与することが必要である。

◆施術者代表：平成7年度の医療保険審議会柔道整復等療養費部会で審査体制の充実について、保険者側の権限の委託を受けていないため調査等の権限がない。平成24年の改定後、2年間で整理したい。そうした中で、出来ればプラス改正でお願いしたい。

○有識者代表：部位数の問題については、エビデンスが必要。21年6月20日の学会の全国調査で約1,400の医療機関に怪我で来た7393人の方が何部位の負傷しているのか調査したところ、負傷部位数は平均1.2部位という結果も出ている。必要であれば次回の委員会に資料を提出する。

◆施術者代表：柔道整復師の受領委任制度は昭和11年に定められた古いものであり、診断権の問題など、制度の不備が問題である。

◎座長：この委員会には診断権について権限はあるのか。

□事務局：医療保険部会の専門委員会では、医療保険以外のことを決めるものではない。

○有識者代表：過去の改定が何パーセントで、実際にはどの程度の影響があったか、というような実績はないのか。

柔整の対象疾患、保険事故としては骨折、脱臼、捻挫がある。保険事故となる原因疾患がどの程度伸びているのか伸びていないのか、頻回施術とか長期施術のある程度具体的なデータがどこまであるのか。多部位というのもどういう多部位

がどの程度あるのか、客観的なデータがあった方が議論がし易い。

当面の改定ではないが、柔整かあん摩マッサージ指圧か、療養費の代理受領で訴えたが、訴えの利益がないという高裁での判例があった。中長期的議論の参考となるので判例の概要を調べておいた方がいい。

○有識者代表：この柔道整復の問題には根本的な問題がある。柔道整復師の数が多すぎる問題があり、数のコントロール、或いは柔整師の養成学校の問題を含めて対応すべき。

柔道整復師法の業務の範囲内で行われているのか、実態を把握し検討する必要がある。

支払方式の問題、報酬制度の問題があり検討が必要である。どういう支払方法が1番いいのか、柔整師法或いは数の問題を含めて整合性が取れているか矛盾した点がないのか検討して頂きたい。

◎座長：中長期的課題ではこのような問題があるということ。

△保険者代表：財政的にも厳しい状況であることは言わないといけない。双方とも納得のいく議論が必要。現状はゼロ改定という意見も出たが、見直すべきところ、適正にすべきところは、中長期的に議論していくべき。

◎座長：今後の運営について、24年改定は早期に結論を出さなければならない。一方で次回改定の中にも一部算定要件の見直しが入ることになると、改定率の議論が長引くと同時に改定の問題は施術側と支払側で折り合わない部分もあるので、事務局に改定の原案を出してもらい、その案に基づいて議論を進めていくか、それとも原則論を引き続き議論するか。原案を基に議論することによろしいか。

<特段意見なし>

◎座長：事務局に改定の原案を出してもらい、その案に基づいて議論を進めていくという事をお願いしたい。

～以上～